



2025年5月19日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
 此下 竜矢
(コード番号 5103 スタANDARD市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
 最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

株主代表訴訟の判決に係るお知らせ

2021年7月21日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」*にてご報告しておりました通り、当社株主であり当社代表取締役社長である此下竜矢氏が原告として、当社取締役に対し、取締役の善管注意義務違反及び忠実義務違反を理由に株主代表訴訟を提起し、2021年7月30日付「株主代表訴訟に係る当社の対応に関するお知らせ」*に記載の通り、当社は原告側で補助参加をしておりました。当該株主代表訴訟について、当社顧問弁護士より2025年5月16日の期日で判決の言い渡しがあった旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

*①「株主代表訴訟に関するお知らせ」、*②「株主代表訴訟に係る当社の対応に関するお知らせ」の内容につきましては、それぞれ下記URLをご参照ください。

*① <https://www.showa-holdings.co.jp/ir/irnews/sh20210721.html>

*② <https://www.showa-holdings.co.jp/ir/irnews/sh20210730.html>

記

1. 判決のあった裁判所、及び判決日
千葉地方裁判所 松戸支部
2. 判決の内容
原告（此下竜矢氏）の請求を棄却する。
3. 訴訟の経緯
本件株主代表訴訟は、原告が当社取締役ニコラス・ジェームズ・グロノウ氏が英領ヴァージン諸島の裁判所に提起した訴訟に係る当社の支出した弁護士費用、翻訳費用等（合計1億5440万円）について、事実に基づかないと考えられる理由で提起された訴訟に応訴する為の支出であったことから、ニコラス・ジェームズ・グロノウ氏及び同氏と意を同じくしていた細野敦氏の行為が善管注

意義務違反及び忠実義務違反に該当すると考えられ、両氏に対し上記支出と同額を損害賠償金として支払いを求めておりました。

裁判の進捗の過程で証拠の収集等に限界があったことから、原告により細野敦氏への請求のみが取下げられて訴訟は継続しておりましたが、本日の期日で判決が下されましたので公表に至ったものです。

4. 今後の見通し

本日の判決による当社の経営への影響はないものの、今後、当社監査等委員会においても判決文の精査を行い対応の検討を進めて参ります。

株主の皆様、投資家の皆様には大変なご心配をおかけして誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上